

令和2年度 交楽会運営方針

1. 交楽会綱領の遵守

○全職員は、交楽会綱領の理念を認識し、良質で適切なサービスを提供するため、援助を必要とする人々のニーズを理解できるようなやさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作を培うよう、サービス提供者としての自覚を持ち、福祉を実践する。

2. 人材確保及び人材育成

○働きやすくやりがいの感じられる職場づくりを推進するため、継続した人材確保、人材育成に重点を置き利用者・家族さらには地域住民が満足できるきめ細かなサービス提供ができるよう、個々人にあった研修を実施し資質の向上を図る。

○平成30年度に参加宣言をした、秋田県の「介護サービス事業所認証評価制度」について、規程等を精査整備し認証を取得することで、職員の定着、人事確保に繋げる。

3. 苦情解決及び法令遵守

○各事業所に苦情解決責任者を置き、利用者が苦情を申し出やすい環境を整え、第3者委員の協力を得ながら利用者の苦情を速やかに解決し、利用者の心身の安定を図り、施設の社会的信頼を確保する。

○介護報酬改定や障害福祉サービス報酬改定等経営に重大な影響を与える法改正を十分検討し健全な経営を目指す。事業活動が円滑に行えるよう労働関係法令を正しく理解し遵守していくため、業務管理体制の整備と取り組みを強化する。

4. 地域福祉の推進

○地域に根ざした社会福祉法人として、積極的に地域との連携強化を図り、地域から信頼される「地域公益活動」に努める。(地域ニーズの把握、ボランティア、実習受入、地域行事への参加、介護教室等)

5. 効率的な運営体制と安定経営

○社会福祉法人制度改革に対応した経営組織のガバナンス強化。

○社会福祉法人の特徴である高い公益性を確保するため、本部の運営管理機能を強化し、各事業所間の連絡・連携を密にして、人事、福利厚生、評価事業、職員研修、広報活動等を総括し推進する。

○安定した経営を図るため中長期収支を明確化し、1. 経営の透明性の確保及び経費削減、2. 迅速かつ適切な情報開示、3. 社会情勢や経営環境の変化に対応した対策、4. 財務規律と事業の見直しを積極的に進めていく。

事業計画

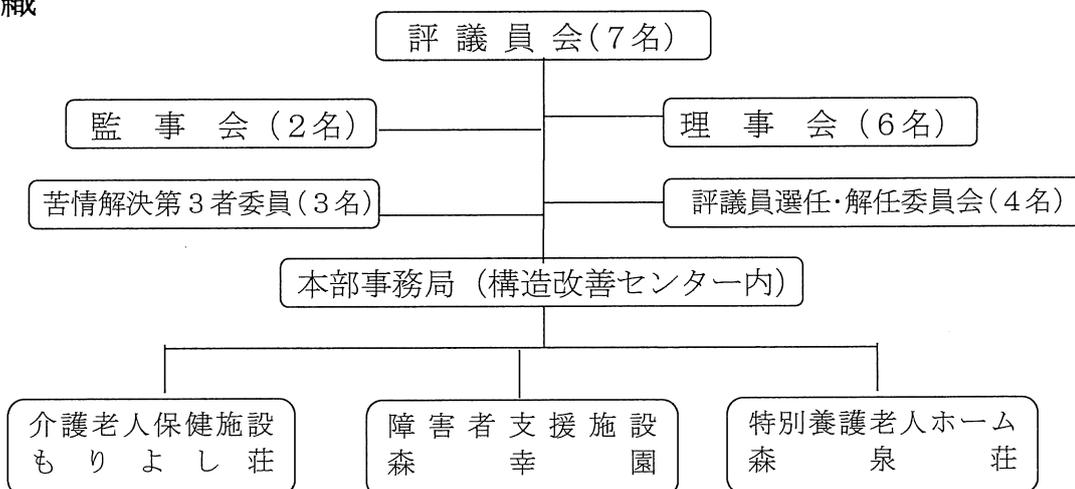
月	日	事業・行事等	場所
R2 4月	1日 3日 毎水曜 下旬 〃	辞令交付式、理事長新年度訓示 秋田看護福祉大学入学式 理事長決裁 理事会 合同会議、施設長会議	本部、各施設 大館市 本部 本部 本部
5月	毎水曜 中旬 〃 下旬 〃 〃	理事長決裁 理事長訪問 北秋田市社会福祉施設経営者協議会総会 合同会議 法人内会計担当者等打合せ 法人内監事監査	本部 各施設 北秋田市 本部 〃 〃
6月	毎水曜 上旬 〃 下旬 〃	理事長決裁 理事会 秋田県社会福祉施設経営者協議会総会 合同会議、施設長会議 第1回定時評議員会	本部 〃 秋田市 本部 〃
7月	毎水曜 上旬 中旬 下旬 〃 〃 31日	理事長決裁 外部監査実施 理事長訪問 合同会議、施設長会議 苦情受付相談コーナー 苦情受付相談コーナー 処遇改善加算実績報告(介護・障害)	本部 本部 各施設 本部 森幸園 もりよし荘 各施設
8月	毎水曜 上旬 中旬 〃 下旬 〃	理事長決裁 外部監査 秋田県経営協セミナー 理事長決裁 合同会議、施設長会議 法人内会計担当者等打合せ	本部 対象施設 秋田市 本部 〃 〃
9月	毎水曜 上旬 〃 中旬 〃 下旬 30日	理事長決裁 森吉地区敬老式 苦情受付相談コーナー 理事長訪問 R3.4.1 正職員新卒採用求人募集〳日 合同会議、施設長会議 再雇用希望〳日	本部 森吉ス ^ポ ル ^ン 森泉荘 各施設 本部 〃 本部

月	日	事業・行事等	場所
10月	毎水曜	理事長決裁	本部
	1日	民生協会開園祭	本部
	中旬	正職員新卒採用試験	もりの郷
	下旬	苦情受付相談コーナー	青森市
	//	北海道・東北ブロックセミナー	本部
	//	合同会議	//
	//	可否通知	//
11月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	法人30周年記念事業	各施設
	中旬	理事長訪問日	本部
	下旬	合同会議、施設長会議	//
	//	評価作業部会	
12月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	理事会	//
	下旬	合同会議、施設長会議	//
R3 1月	毎水曜	理事長決裁	本部
	4日	正職員登用事務連絡掲示	各施設
	中旬	理事長訪問	//
	下旬	正職員登用試験(作文)	本部
	//	合同会議、施設長会議	//
	//	交楽会評定者研修	//
2月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	正職員登用試験	//
	//	北都会総会	
	中旬	登用試験合格発表掲示	各施設
	//	施設長会議・理事会	本部
	下旬	職員異動内示掲示(各施設)	各施設
	//	合同会議、施設長会議	本部
	//	法人内会計担当者等打合せ	//
//	人事考課にかかる評定面接及び開示(～3/31)	各施設	
//	社会福祉施設経営者協議会県北会総会	大館市	
3月	毎水曜	理事長決裁	本部
	上旬	苦情解決担当者会議	//
	//	理事長訪問日(予算査定)	各施設
	中旬	理事会	本部
	下旬	交楽会新任職員研修会	//
	//	合同会議、施設長会議	//
	//	評議員会	//
31日	退職者(定年)辞令交付式	//	

令和2年度

社会福祉法人 交楽会 (設立…H2. 7. 12) 組織及び事業内容

1. 組織



2. 事業

介護老人保健施設 もりよし荘 H3. 4. 12 開所

- ・ 入所事業定員 100名 (内、短期入所事業5名)
- ・ 通所リハビリテーション事業定員 25名
- ・ もりよし荘居宅介護支援事業
- ・ 認知症グループホームもりの家 18名

障害者支援施設 森幸園 H5. 4. 1 開所

- ・ 施設入所支援 70名 障害福祉サービス 99名 相談支援事業
- ・ 共同生活援助(サポートホーム)25名 (もりの郷15名、であいの家5名、陣場岱ハイツ5名)
- ・ 短期入所事業 1名
- ・ 通所介護(デイサービス)
- ・ 共生型生活介護デイサービス } 10名

特別養護老人ホーム 森泉荘 S58. 4. 1 開所 H9. 4. 1 受託

- ・ 入所事業定員 50名
- ・ 短期入所事業 13名

3. 定例会

1. 理事長出勤日 週1回
2. 合同会議 月1回
3. 施設長会議 月1回
4. 各施設事務担当打合せ 年3回
5. 各作業部会 随時

4. 職員数 (R2. 4. 1)

	正職	臨職等	合計
・ 本部	4名	0名	= 4名
・ もりよし荘	69名	22名	= 105名
・ 森幸園	62名	17名	= 95名
・ 森泉荘	28名	25名	= 53名
計	163名	94名	= 257名

(実人員256名)

交 楽 会 綱 領

交楽会は、社会福祉を实践する組織として、常に社会福祉の本質を追求しながら、心身に支障をきたして援助を必要とする人々に、良質で適切なサービスを提供することを旨とするものである。

社会福祉を实践する者の学習した社会福祉の知識と技術が、援助を必要とする人々にとって真に生かされる為には、その者が援助を必要とする人々のニーズを理解できるような、やさしさを始めとする福祉にふさわしい心と動作が培われなければならないものである。

社会福祉を实践する者は、援助を必要とする人々のプライバシーとノーマライゼーションの権利を侵すことなく、自己の援助する言動を常に自己評価し、慈愛と忍耐をもって福祉を实践するものである。

介護老人保健施設<もりよし荘>においては、寝たきり及びそれに準ずる高齢者・認知症高齢者が、その障害を可能なかぎり改善し、自立生活の範囲を拡げ、家庭復帰できるように支援する。

特別養護老人ホーム<森泉荘>は、常時介護を要し、在宅介護が困難な高齢者に、生命の尊厳を尊んだ適切な居住環境と介護看護サービスを提供する。

障害者支援施設<森幸園>は、その障害のため、生活援護と自立支援を要する人々に、人権の尊重、社会的不利の改善及びノーマライゼーションを前提とした社会参加の援助サービスを提供する。また、地域に暮らす人達が、障害があっても高齢になっても、地域（家庭を含む）で安心して暮らし続けることができるよう支援する。

交楽会福祉実践の指針

1. 人間の尊厳を尊び、如何なる生へも最善の援助を行なう。
2. 利用者の人権を尊重し、利用者中心の適切なサービス提供を行なう。
3. 利用者の生命の質を重んじたサービス提供を行なう。
4. 利用者とのインフォームド・コンセントを重んずる。
5. 心の表現が不自由な利用者の、ニーズを汲み出すような援助を行なう。
6. 地域に開かれた施設、地域から選択される施設造りに努める。
7. 交楽会各施設の交流を密にし、連携を高め、機能向上に努める。
8. 職員は驕ることなく、感謝の念をもって良質なサービスに徹する。
9. 社会福祉の知識と技術にふさわしい、人間としての資質を醸成する。
10. 優・親・和・誠・忍を五訓とする。即ち、
優しさ・親切・和やか・誠実・忍耐を職員のモットーとする。

事業計画

基本理念

介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上を目指し総合的に援助します。

家族や地域の人々、関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。

運営方針

- ① 人権を尊重し、常に利用される人の立場にたった目標、支援計画を立て、必要なサービスの提供に努めます。
- ② 個々の状態に応じて、体力や機能の維持・改善、活動や参加の促進等、自立生活を支援するため、計画的にリハビリテーションを行います。
- ③ 多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰と在宅介護支援を目指します。
- ④ 家族や地域住民との結びつきを大切にして、市町村や各種事業者、保健・医療・福祉機関などとも連携し、地域と一体となったケアに努めます。
- ⑤ 適切な施設運営と予算管理に努めます。

事業の内容と目的

- ① 介護保険施設サービス事業（入所）
介護保険法に基づき、要介護と認定された方が、可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、医学的管理のもとに看護・介護及び機能訓練その他必要な支援をするとともに、その方の居宅における生活への復帰を目指します。
- ② 短期入所療養介護事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要支援又は要介護と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 通所リハビリテーション事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要介護状態と認定された方が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う事により、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。
- ④ 居宅介護支援事業（介護予防事業を含む）
介護保険法に基づき、要介護状態となった方が、可能な限りその居宅において、日常生活を営むことが出来るよう支援するとともに、その方の状況・環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正、中立に支援します。
- ⑤ 認知症共同生活介護事業（介護予防事業を含む）
認知症の診断があり、介護保険法に基づき、要介護状態と認定された方が、なじみの空間なじみの人間関係の中で、心身共に安定した日常生活を営むことにより、その状態を緩和、又は、維持することを目指します。

《重点目標》

介護保健施設サービス（入所・短期入所）

- ① サービス提供者として、適切な思考、行動により利用者が必要とするニーズをより深く追求します。
- ② 組織改編に伴い、もりの家と連携を図ることにより、職員間の業務の協同が、サービスの質の向上にさらに繋がるよう取り組みます。
- ③ 職員間の協調性、コミュニケーションを深めることにより意識の共有、相互理解に努め、働き甲斐のある職場を目指します。
- ④ 利用者個々のスクリーニングに伴う栄養ケア・マネジメントを行い健康管理に努めます。
- ⑤ 平均入所率 98%（入所 9 6 人・短期 2 人）を目標とし、相談から入所に至るまで、スピード感をもって対応し、利用率向上に努めます。
- ⑥ 内部研修のあり方を見直し、ユニット合同研修会を新たに設置し、全体研修会と共に、虐待禁止、身体不拘束、個人情報、接遇、感染対策等を学び、質の高いサービス提供に努めます。

通所リハビリテーション

- ① 平均通所利用率 72%（予防 3%含む）を達成できるように、定員情報提供や各事業所間との連携を図ることで、利用者確保に努めます。また祝、祭日の振り替え利用を行い利用率向上に努めます。
- ② 通所リハビリの目的を再確認し、利用者様に効果的で、ご家族にとって真に必要とされるサービスに取り組みます。
- ③ リハビリを中心とした身体機能や日常生活における動作の改善だけでなく、張りのある豊かな生活を送れるよう地域の人達とのふれあいの場としサービス提供に努めます。
- ④ ご家族及び関係機関との連携を密にし、状態変化等の情報提供を迅速に行います。
- ⑤ 安全支援委員・感染予防委員を中心に予防意識を高め、事故や感染症の予防対策を徹底します。

居宅介護支援事業所

- ① 各地域包括支援センターと情報共有を行い、独居生活を送る方の支援に努めます。
- ② 過去の相談者の生活状況を再確認し、支援の必要性を感じた際は関係機関へ繋がります。
- ③ 一人体制の事業所として、支援計画から給付管理業務まで期日を守った書類作成に努めます。
- ④ 業務改善への取り組み。遅滞なく記録作成に努めます。

認知症対応型共同生活介護

- ① 母体施設との連携を密に図り、職員間のコミュニケーションの増進を図ります。
- ② 報告・連絡・相談の基本を徹底します。
- ③ 地域連携を今まで以上に取り組み、地域社会からの理解を得られるよう努めます。
- ④ 災害・緊急時等の不足の事態に備え、マニュアルの確認、点検等に取り組みます。

基本理念

1、個人の尊厳と権利の尊重

利用者一人ひとりの人間としての尊厳を尊重し、安全で安心、和やかな生活を送ることが出来るようにします。

2、人権の擁護

利用者の主体性と特性を尊重した支援に徹し、障害を理由とするいかなる差別、虐待その他あらゆる権利利益の侵害から利用者を守ります。

3、社会への参加支援

利用者が地域社会の一員として、年齢、性別、障害の状態にかかわらず、様々な分野への活動参加や社会貢献を視野に入れ、豊かで楽しい生活が送れるように支援します。

運営方針

1、利用者の立場に立ったサービスの提供

利用者一人ひとりの意思および思いを大切に、安全・安心な支援を心がけ、常に利用者本人の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2、人権擁護、虐待防止体制の強化

虐待の全否定こそが、利用者支援の根本であることへの職員の認識強化を図り、利用者の尊厳と人格の尊重、虐待防止、差別解消に努めます。

3、利用者が地域の一員として安心して暮らせる社会づくり

地域資源を活用し地域との関わりと連携を大切に、利用者の社会参加が増えるようにします。又利用者が住み慣れた環境の中で望む生活や社会貢献活動ができるよう努めます。

4、働きやすい職場づくり

より良い人間関係、チームワーク、労務管理、安全管理に努め、働きやすい施設づくりに努めます。

重点事項

1、もりの郷一体運営の取り組み

- (1) 森幸園の高齢化の課題ともりの郷通所介護利用者確保の課題を改善できるよう、障害者のグループホームと通所介護を連携した「日中支援型共同生活援助」及び「共生型生活介護」、「短期入所」の新規事業を行います。
- (2) 「共生型生活介護事業」運営により、デイサービス利用率の向上を図ります。
- (3) 施設間の連携を密にし、情報の共有を図ります。

2、施設整備

- (1) 老朽化による浄化槽の交換工事及び漏水原因となっている箇所の水道管移設工事を行い整備します。
- (2) 水はけが悪く活用されていない中庭を芝生からアスファルトに替え、活動や家族交流行事に活用できるよう改善します。
- (3) 令和3年度の大規模修繕申請(更なるユニット化、個室化、配管等)に向け、計画的に検討を進めます。

3、リスクマネジメントへの取り組み

- (1) 安全対策部会及びリスクマネジメント委員会において事故の要因分析、リスク分析を強化し、より効果的な再発防止策の策定に努めます。
- (2) 働きやすい職場づくりを運営方針に掲げ、よりよい人間関係、チームワーク構築を図ります。また、正規・非正規職員が同一労働とならないよう改善を図ります。

4、日中活動の充実

- (1) 作業所の老朽化や利用者の高齢化等を考慮し、次年度以降の生産活動事業及び就労継続支援B型事業、定員の見直しを検討します。
- (2) 強度行動障害利用者に適した、個別の空間で専門性を活かした活動を行い精神面の安定に繋がります。

5、職員の資質の向上

- (1) 職員一人ひとりが目標設定や教育・研修計画を策定し、外部研修・勉強会を通じて福祉専門職として自己研鑽に励みます。
- (2) 資格取得の推奨、サービス管理責任者・リスクマネージャー・強度行動障害支援職員の養成を図ります。

6、地域や家族との連携強化

- (1) 利用者支援や施設運営で家族から安心と信頼が得られるよう、家族会との交流の場や地域交流の充実を図ります。また、面会サービスを継続し、家族と利用者が一緒に過ごす機会を提供します。
- (2) 後援会活動、地域防災を通して、地域一帯で相互の連携・理解を深めます。

【森泉荘の基本理念】

老人福祉の理念及び法人の『倫理綱領』に基づき関係法令を遵守すると共に、人権尊重の理念に基づき、常に一人ひとりの生命の尊厳を尊んだ適切な介護看護サービスに努め、施設職員としてふさわしく公正、公平に対応します。

また、ご家族との連携を密にし、健康管理と事故防止に努め快適な生活環境の中で利用者が充実した生活が送れるよう努めます。

【運営方針】

(1) 適切な事業の運営に努めます。

- ・法人諸規定を遵守します。
- ・外部委員を含めた入所判定委員会開催により、適正な入所に努めます。
- ・利用率の維持向上に努め、適切な施設運営を目指します。

〈目標〉 施設入所者 利用率 98.0%
短期利用者 利用率 98.0%

(2) 適切な労務管理と、人材育成に努めます。

- ・各種研修への積極的参加を推進します。
- ・資格取得へのサポートを強化します。
- ・職員の意向を事業計画に反映させます。

(3) 地域交流に努めます。

- ・各種団体や個人ボランティアとの繋がりを深めます。
- ・地域住民との交流を密にし、非常時の協力体制を一層深めます。

重点事項

1. 明るい職場作りの推進

- (1) 働きやすい職場環境作りと、人材育成及び職員の資質向上を図る
- (2) 職場規律及びコンプライアンスの遵守

2. 実践を主体とした介護の充実

- (1) 1人ひとりに寄り添った支援と個別ケアに関わる時間の確保
- (2) 認知症ケア技術ユマニチュードの学習会の実施と専門性の向上
- (3) 余暇活動の充実による心の健康と身体機能の維持向上
- (4) ヒヤリ・事故報告に対する速やかな検討と検証による再発防止の強化
- (5) 報告、連絡連携、相談、話し合いの機会の確保、記録の徹底

3. 衛生管理の徹底

- (1) 利用者の立場に立った快適な生活環境の整備
- (2) 衣類、寝具、屋内外の清潔保持

4. 医療看護の適正

- (1) 褥瘡予防と適切な対応
- (2) 異常の早期発見・早期対応と残存機能の維持向上
- (3) 感染症予防対策の徹底
- (4) 尊厳ある生活を支えるための思いやりのある看護
- (5) 看取り体制の充実による、利用者・ご家族との信頼関係作り

5. 喜ばれる食事の提供

- (1) 食事の意欲につながる食事提供
- (2) 食中毒を予防した衛生管理の徹底
- (3) 利用者の栄養管理と体調に合わせた食事提供の実施

6. 災害防止と対策の確立

- (1) 自衛消防年間計画に基づいた防火設備の点検整備と防災訓練の実施
- (2) 風水害、土砂崩れを想定した車輛使用による避難訓練の実施

7. 家族・地域とともにある施設

- (1) ご家族との連携及び地域交流と貢献による相互扶助関係の向上
- (2) ボランティア、実習生などの積極的な受け入れ
- (3) 施設内介護教室の開催及び地域への出前講座の発信
- (4) 地域との防災活動協力の構築及び研修の実施